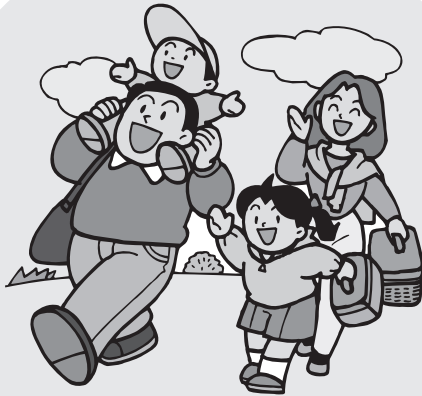


## 第4節

# 環境と共生した 活力のある村づくり



## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

### 第1項

#### 原村の現状に沿った特色のあるきめ細かな農林業振興

##### 農業委員活動費 459万円

(担当：農業委員会事務局) 5款1項1目

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて村に設置が義務づけられている行政委員会です。農地法等の法令に定められた事務を行うほか、農業者の公的代表機関として、地域内の農業及び農業者に関するすべての事項について意見を公表したり、村に建議し、または村の諮問に応じて答申する業務を行う機関です。

農地の売買及び貸し借り並びに転用は、農地法等により制限されそのような行為を行う場合は、許可を得ることが必要となります。農業委員会は、その許認可を受けるための窓口で、公職選挙法を準用した選挙によって選出された委員等により厳正な審査により許認可を行っています。

また農業委員会は、農地法に基づく農地の利用状況調査と農地パトロールを行い、遊休農地の発生防止と解消対策及び担い手への利用集積の推進などの活動を展開しています。

委員の報酬 305万円 委員の研修費 33万円

##### 農業者年金事務 43万円

(担当：農業委員会事務局) 5款1項1目

農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乗せた公的な年金制度です。

農業委員会では、農業者年金の加入推進活動、受給者の各種手続きなどの窓口事務を行っています。

##### 市民農園の推進 18万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

遊休農地の解消とレクリエーションとしての自家用野菜の栽培、土とのふれあいを通して、住民の生きがいづくりや農業への理解の促進、非農業者と農業者の交流の場の提供を図ります。既存の市民農園35区画に加え23年度は新たに8区画を整備し、43区画を希望者に貸し出します。



▲平成22年度 市民農園説明会

##### 米粉の消費拡大事業 33万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

米の消費は減少の一途をたどり、反面小麦の輸入は増加傾向にあります。小麦に代わる食材として米粉の栽培に取り組み始めましたが、消費が伸びなければ価格の下落を招きます。現在原小中学校の給食では、週2回小麦のパンを出していますが、その内1回を米粉のパンとして、米粉との差額について補助します。

23円×700食×20週÷322,000円

##### 水田農業推進対策事業 284万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

平成23年度から本格実施する農業者戸別所得補償制度に基づき、需要に即応した米づくりの推進を図るため、水稲の作付け調整、米穀事務、転作実施水田の現地確認等を行います。

また小麦に代わる食材として米粉の消費拡大を促進し、食料自給率の向上を図ります。



▲原小4年生の米粉調理教室

##### 環境保全型農業の推進 325万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

化学肥料の導入は、野菜などの農作物の収穫量を飛躍的に伸ばし、経営の省力化にも大きく寄与しましたが、窒素分の多用は環境の汚染を招き、栽培の基本となる土づくりをおろそかにしています。化学肥料の減少とそれに変わる有機肥料の導入により、農産物に付加価値を付け、持続可能な農業生産を確立します。

◇有機栽培産地確立事業(平成24年度まで)……300万円  
高原野菜を主体に有機栽培を促進し、環境に配慮した農業経営を目指すと共に生産した野菜に付加価値を付け、有機野菜栽培地としての位置を確立します。堆肥の利用について堆肥代金、運搬費、散布費の3割を補助します。

◇減肥栽培普及促進事業(平成24年度まで)……25万円  
諏訪湖の非特定汚染源対策の一環として窒素分肥料の減肥対策及び農業者の経費削減対策のため、水稻や野

## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

菜等の減肥栽培を推進し化学肥料を慣行農法より30%以上削減し一筆毎の散布量がわかることを条件とし、米、野菜を出荷している農業者に対し500円/10aの補助をします。

### 農作物の品質向上対策事業 376万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇野菜花卉作期拡大事業(平成25年度まで)……336万円  
野菜花卉等の作柄安定を図るため、ビニールハウス設置経費、被覆材実施農家に対し20%補助します。
- ◇高温障害対策事業(平成23年度まで)……20万円  
高原野菜や花卉を夏場の高温障害から保護するため、購入した遮光シートについて資材費の10%を補助します。 遮光シート 50,000円×40本×10%
- ◇花卉流通対策事業(平成23年度まで)……10万円  
花卉の鮮度を保ち、出荷までの時間に余裕を持たせ労力の軽減を図ることを目的に、鮮度保持剤購入費の10%を補助します。  
鮮度保持材 4,000円×250本×10%
- ◇花卉優良品種選定事業(平成23年度まで)……10万円  
スターチスの優良品種選定のため試験栽培の補助をします。

### 農家の健全経営対策事業 1,256万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇農作物安値対策事業……1,227万円  
農家への野菜・きのこの販売価格の補填を目的とする、信州諏訪農協が実施する農作物価格安定事業への補助をします。
- ◇食の安心安全対策事業(平成24年度まで)……20万円  
農薬の使用については厳しい基準がありますが、万が一登録農薬以外の使用等発覚した場合は、産地全体が打撃をうけることとなります。消費者、生産者、市場に安全をアピールするには、出荷野菜の農薬検査が必要であり、農協で実施している農薬検査手数料の5%を補助します。
- ◇繁忙期雇用促進事業(平成25年度まで)……9万円  
JA信州諏訪で実施する、アルバイト等斡旋広告補助

### 新規就農後継者育成事業 126万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇**新規就農後継者育成支援事業**(平成25年度まで)……120万円

#### 《農業後継者》

村内在住の農家の子弟で就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者で、研修終了後5年以上村内で営農の継続が見込まれる農業後継者の育成を進めます。

30,000円×12カ月×2名(1年を限度)

#### 《新規就農者》

上記以外の者で、専ら農業で生計を維持することを目的に、新たに農業を営む計画で、就農前に先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者で、研修期間中に先進農家での研修を3カ月以上実施し、研修終了後5年以上村内で営農の継続が見込まれる新規就農者の技術取得を支援します。

20,000円×12カ月×2名(2年を限度)

- ◇**農業青年組織育成事業**(平成25年度まで)……6万円  
原村の農業の次世代を担う青年農業者団体の育成・支援を図ります。

### 制度資金利子補給事業 59万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

認定農業者が農業経営改善計画に従って借り入れた農業経営基盤強化資金の利子を補助し、農地の取得や設備投資の負担を軽減することにより、経営改善計画の達成を促進します。

### 中山間地域直接支払事業 3,955万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

中山間地域の集落協定締結6地区の資源保全活動を支援します。対象面積 182ha

交付金：急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a

### 農地・水・環境保全向上対策 43万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

中山間地域以外の資源保全活動を支援します。活動組織に直接補助金が交付されるため村補助分のみ掲載。

- ◇共同活動……26万円  
地域単位で農地等の保全管理を行ないます
- ◇営農活動……17万円  
集落環境の改善を目指し、化学肥料50%削減の農業経営に取り組みます。負担率(国50%、県25%、村25%)



▲室内むらづくり委員会による棧橋づくり

## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

### 植物防疫推進事業 336万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇**原村鳥獣被害対策協議会補助**……………200万円  
原村鳥獣被害対策協議会がおこなう農作物の被害状況の調査と被害防止対策策定の事業費として補助します。
- ◇**野そ駆除**……………21万円  
農作物への野鼠の被害のため防除、春と秋2回村内一斉に野鼠駆除を実施します。
- ◇**カラス捕獲檻の維持管理費補助**……………3万円  
農作物へのカラスの食害防止のため捕獲檻設置区に対し管理費を補助します。  
中新田区 1箇所
- ◇**有害鳥獣駆除委託**……………47万円  
農作物への有害鳥獣被害防止のため鹿、カラスを猟友会に駆除依頼し実施します。
- ◇**有害鳥獣被害防止柵等補助**……………60万円  
有害鳥獣被害を防止するために防護柵を設置した農業者に資材費の30%補助します。
- ◇**鹿被害防除材料費**……………3万円  
鹿被害農家に区からの被害報告により被害防止のため木酢液を配布します。
- ◇**アメシロ防除材料費**……………2万円  
区で行うアメリカシロヒトリの防除に薬剤購入費を補助します。



▲増加する鹿による被害

### 畜産の育成と推進 32万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項4目

家畜飼養における防疫に万全を期すため、自衛防疫の推進と環境改善の徹底を図ります。

- ◇**畜舎の消毒材料費**……………30万円  
畜産の環境衛生面と周辺住民の衛生を確保するため、原村酪農肉用牛協議会が行う畜舎消毒(年間8回)の薬剤を補助します。
- ◇**畜産環境保全施設整備利子補給**……………2万円  
畜産の環境保全施設整備を目的とした家畜排泄物処理

高度化施設の設置資金融資の利子補給を行い、農業者の金利負担の軽減を図ります。

### 認定農業者の育成 2万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項7目

認定農業者制度は、プロの農業経営者として頑張っていくという農業者を幅広く育成していくものです。性別、専業・兼業別などを問わず認定の対象となります。

「農業のスペシャリスト」として効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画(5年後の経営目標)を村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて低利資金の融資等様々な支援措置を講じています。

### 農業者労働災害共済 110万円

(担当：農林商工観光課農政係) 農業者労働災害共済会計

農労災は農作業中に不慮の災害を受けた方を救済し、農業者の安定と福祉の増進を図るための共済制度です。

加入者の方が農作業中に受けた農機具、農薬や家畜などによる負傷、疾病、障害、死亡等の人身事故についてその災害の程度に応じ、共済見舞金を支給します。

#### ◇共済見舞金の種類

##### ○医療共済見舞金

ケガや病気による治療にかかった費用に対して支払われます。

##### ○休業見舞金

治療のため仕事をすることができず収入が減少した場合、規定に基づく割合で支払われます。

##### ○障害共済見舞金

ケガや病気が治癒したあと身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて支払われます。

##### ○遺族共済見舞金

加入者が死亡した場合、規定に従って支払われます。

#### 主な経費

運営審査委員報酬……………6万円

共済見舞い金等……………94万円

#### ◇加入のお知らせ

農業者労働災害共済は安い掛け金でもしもの時の補償が受けられます。農家や雇い手の安心を守るため農労災に加入しましょう。

#### 会費

##### 1) 農家一戸当たり

耕作面積	会費
50a 未満	650円
50a 以上 1.0ha 未満	800円
1.0ha 以上 1.5ha 未満	950円

## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

耕作面積	会費
1.5ha以上 2.0ha未満	1,100円
2.0ha以上	1,250円

### 2) 雇業者1名につき 300円

※農労災についてのお問い合わせ・お申込は  
原村役場農林商工観光課農政係  
電話(直通) 79-7931までお願いします。

### ◇加入者の皆さんへ

農作業事故は、気持ちに余裕のないときに発生します。定期的に休憩を取るよう作業者に勧めるなど、家族ぐるみで農作業事故の発生に努めましょう

## 農地銀行活動推進事業 412万円

(担当：農業委員会事務局) 5款1項7目

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家等に対し10a当り3,000円の補助金を交付します。

## 県営中山間総合整備事業 御柱の里 1,350万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目

中山間地域(茅野市・富士見町・原村)の農村の活性化を図るため、生産基盤(農業用水路、農道の改修など)、生活環境基盤(農村公園など)を総合的に整備して行きます。

(H23完了予定)

—村内の事業箇所—

### ◇北芳原農道改修(用地補償、舗装工事)

村負担金……………1,350万円  
事業費9,000万円(補助率：国 55%、県 30%)  
※事業主体

長野県：諏訪地方事務所農地整備課

## 県営かんがい排水事業 一ノ瀬汐 375万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目

農業用水の安定的な供給を図るため県営かんがい排水事業として、柳川取水口から下流の山腹水路の改修を行います。平成22年度より工事を始め、平成26年度完成予定です。

—村内の事業箇所—

### ◇一ノ瀬汐地区 水路工L=300m

村負担金……………375万円  
事業費1,500万円(補助率：国 50%、県 25%)  
※事業主体

長野県：諏訪地方事務所農地整備課

## 維持管理適正化事業 944万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目

関係区および関係団体より補修要望のありました農業水利施設(頭首工、揚水機場、ため池、水路等)の内、経年劣化等により老朽化した施設を補修施工し、機能向上を図ります。

—事業実施箇所—

### ◇御射山2号揚水機場(ポンプ入替工事)

……………事業費300万円  
村負担金……………48万円  
地元負担金……………72万円  
交付金等……………180万円

### ◇中新田北ため池……………事業費300万円

村負担金……………60万円  
地元負担金……………60万円  
交付金等……………180万円

## 新戦略作物生産拡大関連基盤 緊急整備事業 3,850万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目

ほ場の生産性の向上を図るために、本年度緊急的に各区より要望のありました農業用水路補修工事、湧水処理工事を行います。

—事業実施箇所—

### ◇水路工事 村内10箇所、湧水処理工事4地区

……………事業費3,850万円  
村負担金……………1,284万円  
地元負担金……………641万円  
補助率：国 50%補助

## 県営農道保全整備事業 3,750万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目

ほ場整備完了地区内の未舗装路線の縦道を主に舗装工事を行い、農作物の集出荷の利便性を図ります。

平成22年度より工事を始め、平成25年度完成予定。

—村内の事業箇所—

### ◇村内のほ場整備完了地区内の舗装。L=3.0km

村負担金……………3,750万円  
事業費1億5,000万円(補助率：県交付金 75%)  
※事業主体

長野県：諏訪地方事務所農地整備課

## 建設資材等資材支給事業 80万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目

身近な施設である農業用水路等を住民自ら整備補修する工事について、村がその資材を支給します。

—村内の事業箇所—

各地区からの要望箇所 村内全域

## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

### 村有林整備事業 285万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 2款1項6目

樹齢30年以上の樹木で形成される山林を対象に対象地内の約30%の樹木を抜伐り、光が差し込むように整備することで樹木が健康的に育つようにします。また間伐材は搬出し資源の有効利用を図ります。

間伐(5.0ha)……………285万円  
事業費財源内訳：県補助金140万円 村負担額145万円

### みどりの少年団活動費 8万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款2項1目

原小学校の生徒で結成されている、みどりの少年団の活動費です。みどりの少年団では、学校林の整備や菊作りなどを実施し、諏訪地区の森林づくりの集い、みどりの少年団交流集会に参加しています。

内訳

諏訪林業振興会……………5万円  
県交付金……………3万円

### 森林の里親促進事業 100万円

(担当：農林商工観光課農村整備係) 5款2項2目

企業と行政が協力し身近な森林を守り育てていくという事業です。

(株)ジャパンエナジーと村との間で「森林の里親契約」を結び、当初平成17年度から平成21年度までの5年間にわたり村有林の里親になってもらい活動してきました。その後、平成22年度に3年間の契約更新の締結及び(株)ジャパンエナジーが、新日本石油(株)との企業合併を行い新たに、J X 日鉱日石エネルギー(株)になりました。合併後も引き続き活動を実施していく予定です。

里親となった企業から森林整備資金として村に年間100万円の支援があり、さらに社員によるボランティア活動として森林の整備作業が行われます。

里親企業支援金の使途

ミヤマシロチョウ保護……………10万円  
村有林整備……………90万円

### 第2項

## 観光を中心にした、各産業間の連携と「原村ブランド」の創出

### 観光宣伝・誘客対策事業 1,233万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項3目

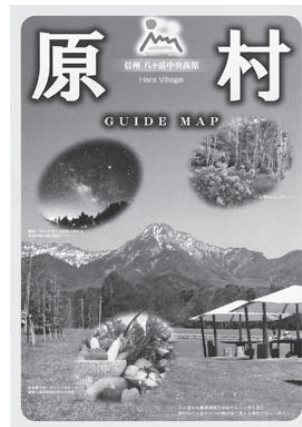
首都圏や中京圏でキャンペーンの実施や、パンフレット・ロードマップ等を作成し配布することで、原村の自然や魅力を広く発信します。

また、緊急雇用創生事業およびふるさと雇用再生特別

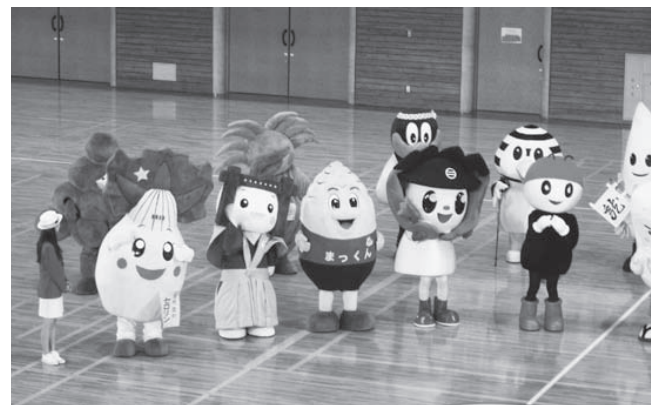
事業を活用し、全線開通したエコーライン沿いに観光案内所を移転し情報発信の強化を図るとともに、村の地域資源と宿泊施設を結びつけた体験型旅行商品を企画することにより、滞在型観光地への促進を図ります。

主な経費

中央高原活性化促進事業(振興公社委託)……………550万円  
観光情報発信強化事業(案内所移転)……………400万円  
観光名刺・記念品等作成……………27万円  
観光パンフレット作成……………120万円  
広告宣伝……………68万円  
観光キャンペーン・物産展……………68万円



原村観光パンフレット



▲テレビ番組「ゆるキャラ運動会」収録



▲道の駅キャンペーン夏

## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

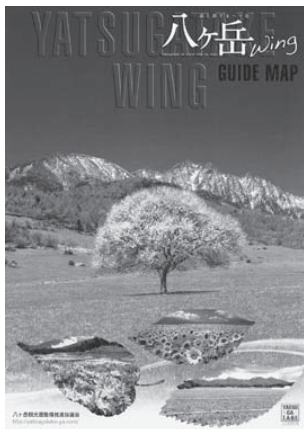
### ⑧ 新八ヶ岳観光圏事業 85万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項3目

平成22年度に原村、富士見町と山梨県北杜市の3市町村と観光協会および観光関係団体により八ヶ岳観光圏整備推進協議会を設立し、国土交通省より観光圏整備計画の認可を受け事業が開始されました。

八ヶ岳の優れた自然環境や景観の中で、豊かな時間をすごし滞在する観光地となるよう様々な事業を実施します。

八ヶ岳観光圏負担金……………85万円



八ヶ岳観光圏パンフレット

### ⑨ 諏訪地方観光連盟事業 67万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項3目

諏訪6市町村と観光協会および観光関係団体により組織され、広域的に諏訪地方のPR活動を展開しています。

プロモーション部門を立ち上げエージェントに積極的に働きかけ、お客様に来ていただける事業展開をするとともに、インバウンド事業にも力を入れます。

諏訪地方観光連盟負担金……………67万円

### 第3項

### 「原村ブランド」を活かした観光の振興

### ⑩ 中央高原管理事業 1,713万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項4目

原村へ来村していただいたお客様に気持ちよく過ごしていただくために、八ヶ岳中央高原観光施設、中央高原別荘地および中央高原緑地帯等の整備・維持管理を行います。

#### 主な経費

別荘団地管理委託料……………805万円

中央高原周辺整備委託管理委託料……………70万円

公衆トイレ維持管理事業……………37万円

観光施設等維持管理事業……………109万円

⑧ 縦の木荘設備更新事業……………234万円



▲ 縦の木荘と山桜

### ⑪ 八ヶ岳自然文化園事業 4,374万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項4目

原村の観光拠点である八ヶ岳自然文化園の維持管理を行います。

#### 主な経費

八ヶ岳自然文化園管理委託料……………2,900万円

園内施設修繕工事……………211万円

⑩ 新身障者トイレ、オストメイト設置工事……………100万円

⑩ 新非常用照明用蓄電池取替……………135万円

⑩ 新管理棟トイレ改修工事……………48万円

⑩ 新振興公社負担金……………980万円



▲ 八ヶ岳自然文化園クラフト市

### ⑫ 原村観光協会事業補助 215万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項3目

原村の観光産業の振興を目的に、観光協会の行う観光宣伝、観光客の誘客、受入体制の整備、各種観光イベントの開催等の事業に補助します。

#### 主な経費

観光協会事業運営補助金……………115万円

観光協会イメージアップ事業……………20万円

阿弥陀岳開山祭……………11万円

事務職員雇用負担金……………69万円

## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり



▲イルミネーションフェスティバル

### 原村イメージ看板設置事業 60万円

(担当：村づくり戦略推進室村づくり係) 2款1項8目  
村外から来られた方に、村のシンボルとイメージを積極的にアピールするため、村の入り口2箇所に原村イメージ看板を設置します。

#### 主な経費

看板製作委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60万円



▲平成22年度製作イメージ看板(デザイン参考)

### 第4項・第5項・第6項

**工業の振興と企業の誘致**  
**商業・サービス業の振興**  
**雇用・勤労者対策の推進**

### 原村商工業活性化事業 130万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
村内の商工・観光業を営む事業者の経営の安定や活性化をはかるために、投資する経費の一部を補助します。

《対象となるのは》

- ◇店舗や工場等の新築および増改築に係る費用  
新築 5/100以内 限度額 50万円  
増築および改築 5/100以内 限度額 25万円

◇機械や設備等の購入費用

3/100以内 限度額 10万円

◇新製品の研究や開発にかかる費用

(限度額 20万円)

◇ISO等規格取得に要する費用

1/2以内 限度額 50万円

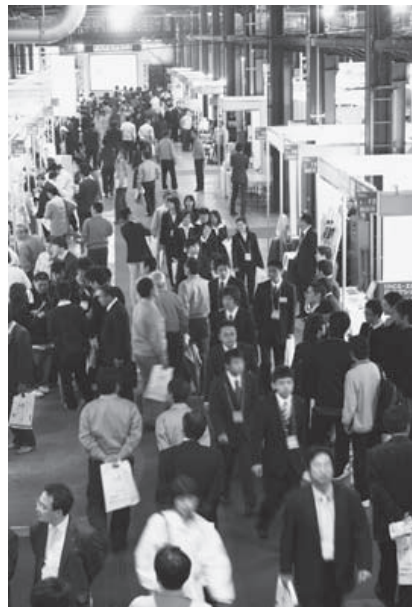
◇申請には、契約書や領収書、内容のわかる図面、説明書、写真等が必要になります。



▲活性化補助金を利用して導入した車両

### 諏訪圏工業メッセ補助 64万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
諏訪地域に集積している「ものづくり」の高い技術力をPRし、受注の拡大を図るとともに「世界のSUWAブランド」を構築していく企業・技術を内外に発信していきます。



諏訪圏工業メッセ



## 第4節 環境と共生した活力のある村づくり

### NPO諏訪圏ものづくり推進機構補助 35万円

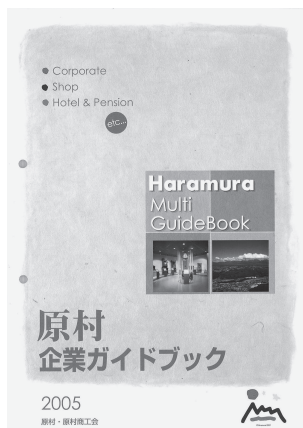
(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
諏訪地域の「ものづくり支援」の拠点組織となる諏訪圏ものづくり推進機構が、広域工業振興を進め国際競争力に耐えうる「世界のSUWAブランド」を確立するため、ビジネス拡大・新分野開拓・人材育成等の事業を実施します。

### 原村商工会事業補助金 660万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
商工業の振興と地域経済基盤の安定を目的に、経営改善普及事業に要する経費等実施する事業や観光客等のおもてなしやPRのための事業に補助します。

#### 主な経費

商工会事業運営費補助……………540万円  
商工会街路灯電気料補助……………5万円  
⑧原村企業ガイドブック作成補助……………25万円



原村企業ガイドブック2005

### ⑧原村商工業振興補助金 500万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
村内で製造業を営む者が特定地域に工場新設または移転する事業に補助します。

誘導事業……………500万円

### 原村中小企業振興資金預託金事業 1億3,500万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
村内の中小企業の皆さんが、事業に必要となる資金を円滑に調達し、順調に事業拡大を図れるよう、金融機関に運用資金を預け低利の融資を行います。

特別経営安定資金の受付期間を平成24年3月31日まで延長し、取扱窓口には八十二銀行富士見支店を加えました。

原村中小企業振興資金預託金……………1億3,500万円  
原村中小企業振興資金融資総枠……………6億6,000万円  
《融資資金》  
中小企業振興資金……………設備・運転資金

小規模企業振興資金……………設備・運転資金  
経営安定資金……………運転資金  
経営安定借換資金……………運転資金  
特別経営安定資金

受付は平成24年3月31日まで……………運転資金  
関連倒産防止資金……………運転資金  
開業支援資金……………設備・運転資金  
工場用土地取得資金……………設備資金

#### 《取扱金融機関》

八十二銀行茅野支店・富士見支店  
諏訪信用金庫原支店

### 原村中小企業振興資金保証料補給事業 960万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
原村中小企業振興資金は長野県信用保証協会の保証付き融資とし、その保証料は村制度資金については全額を、県制度資金については県と同額を補助します。

### 原村中小企業振興資金利子補給事業 700万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目  
利用された制度資金の支払利息の一部を借入から2年間補助します。

#### 《対象となる制度資金と補助率》

経営安定資金……………1%  
経営安定借換資金……………1%  
特別経営安定資金……………融資利率  
関連倒産防止資金……………融資利率  
開業支援資金……………1%  
工場用土地取得資金……………1%  
県資金経営健全化支援資金(特別経営安定対策)  
……………1%

### 原村勤労者生活資金貸付事業 650万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項1目  
村内に住む勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、長野県労働金庫に運用資金を預け、勤労者に生活資金及び教育資金を低利で融資します。

勤労者生活資金預託金……………650万円  
勤労者生活資金融資制度融資枠……………1,495万円

#### 《取扱金融機関》

長野県労働金庫茅野支店

### ⑧原村工場団地調整池維持事業 390万円

(担当：農林商工観光課商工観光係) 6款1項1目  
諏訪南インター原村工場団地の調整池に、土砂が堆積し立木等が繁茂してきたため、立木を伐採し浚渫することにより、調整池の機能回復をします。